

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊美幌駐屯地
第 3 7 5 会計隊長 西川 巧二

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
2LXN1AA00360		2MKB1A00037 0001				35				
品名 または 件名										
開閉式掲示板（特注品）										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1. 00	EA									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
美幌駐業				6 連 隊						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
美幌駐業				令和5年1月31日（火）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、陸上自衛隊美幌駐屯地 第 3 7 5 会計隊 契約班に掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和4年12月13日（火）13時00分 美幌駐屯地第 3 7 5 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総目録総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - イ 予算決算及び会計令第 7 1 条に該当しない者であること。
 - ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - エ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
- (2) 契約条項、入札及び契約心得を示す場所
- ア 陸上自衛隊美幌駐屯地 第 3 7 5 会計隊 契約班
 - イ 北部方面会計隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
- (3) 保証金等に関する事項
- ア 入札保証金
免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の 1 0 0 分の 5 以上を違約金として徴収する。
 - イ 契約保証金
免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を違約金として徴収する。
- (4) 入札の無効
- ア 第 1 項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 入札開始時刻に遅れたものによる入札
 - ウ 入札に関する条項に違反した入札
 - エ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
 - オ 電報・電話・F A X による入札

- カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 落札決定方式
総額が当隊所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (7) その他
ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
イ 入札に参加する場合は、資格審査結果通知書（写）を提出すること。なお、すでに会計隊に提出されている場合は、省略することができる。
ウ 入札に参加する者は入札書に次の文面を記載するものとする。
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」
エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
オ 郵便による入札は、令和4年12月13日（火）12時00分までに会計隊に到着したものを有効とする。なお、封書には次の文面を記載すること。また、資格審査結果通知書（写）は入札書と別に送付すること。
「令和4年12月13日（火）開閉式掲示板（特注品） 入札書在中」
カ 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。ただし、初度の入札に参加した者のみ有効とする。
キ 本入札は、新型コロナウイルス感染防止のため、郵便入札を推奨する。そのため、当日来場にて応札を希望する場合は、令和4年12月9日（金）15時00分までに入札に関する問い合わせ先（ケ）へ連絡するものとする。
ク 新型コロナウイルス感染防止のため、来場の際はマスクの着用等に留意すること。また、入札会場への入室は2名以内とする。
その他、入札会場の入り口で検温を実施し、37.5℃以上ある者については、入札会場への入場を禁止する。
- ケ 入札に関する問い合わせ先
陸上自衛隊美幌駐屯地 第375会計隊 契約班（担当：穂積）
TEL：0152-73-2114（内線 377）
- (8) 公告掲示場所及び期間
ア 掲示場所：美幌駐屯地第375会計隊、札幌駐屯地北部方面会計隊、旭川駐屯地第343会計隊、帯広駐屯地第374会計隊、遠軽駐屯地第376会計隊、美幌・北見・網走・遠軽・帯広・旭川・札幌商工会議所、大空町商工会
北部方面会計隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
イ 掲示期間：令和4年12月2日（金）～令和4年12月13日（火）

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

品 目 等 内 訳 書

[illegible]